

2月 乳幼児の健康診査 ☎ネウボラ課 母子保健担当 ☎424-9087

4か月と10か月健診の受診方法は集団と個別を選択できます。集団はネウボラ課、個別は各医療機関へ予約の上、受診してください。

1歳6か月と3歳4か月健診も集団・個別を選択して受診できます。集団は日時をお知らせしますので予約は不要です。個別は予約の上、受診してください。なお、個別健診は計測・内科診察・尿検査(3歳のみ)で、歯科診察は医療機関で受けられません。

各健診の対象者には通知を送付しますので、詳細は通知文でご確認ください。

風しん抗体検査・予防接種は終わりましたか?

☎健康保険医療課 ヘルスサポート担当 ☎d0401@city.wako.lg.jp

対象者には予防接種無料クーポン券を発送しています。1度に限り、このクーポン券で抗体検査を受けることができます。感染拡大を防ぐためにも、早めに抗体検査を実施ください。

☎昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

- 転入し、抗体検査を未実施の方はクーポンを再発行できます。保健センターに電話又はメールで、氏名・生年月日・住所・電話番号をお知らせください
- 抗体検査の結果、抗体が不十分であることが判明した場合、予防接種を無料で受けることができます

今年度の高齢者肺炎球菌の定期予防接種は3月31日(木)まで

今年度対象の方は、自己負担3,000円で接種していただくことができます。期限以降は助成の対象とはなりませんので、接種を検討されている方は、この期間での接種をおすすめします。

☎令和4年4月1日(金)時点の年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方

- ただし、過去に1度でも高齢者肺炎球菌ワクチン「ニューモバックス」を接種した方(自費の接種含む)は除く

がん検診の結果が「要精密検査」の場合には、早めに精密検査を受けましょう

☎健康保険医療課 ヘルスサポート担当 ☎424-9128

がんは症状が出にくいこともあり、検診での早期発見、早期治療が非常に大切です。市のがん検診でも毎年、早期がんの方が発見されています。

また、検診結果が「要精密検査」だった方で、精密検査を未受診の方には、個別通知や電話などで確認の連絡をしています。

- 専門医療機関がわからない場合は保健センターに相談してください

【和光市国保加入者で職場などで健診を受けた方へ】健診結果提供のお願い

☎健康保険医療課 ヘルスサポート担当 ☎424-9128

令和3年度の特健健診は終了しましたが、40～74歳の和光市国保加入者の方は、職場などで受けた健診結果の市への提出にご協力をお願いします。市では、そのデータをもとに健康教室、保健指導など各種の取組を実施していきます。健診結果の提供にご協力いただいた方には、衛生グッズを進呈します。

- 質問票、検査項目が全てそろっている必要があります。詳しくは問い合わせください

保健師の募集

☎健康保険医療課 ヘルスサポート担当 ☎424-9128

職種/保健師 勤務日/月～金曜日の内4日間(シフト制)

勤務時間/9:00～17:00 勤務場所/保健センター

勤務内容/①健康相談業務に関すること(電話、来所相談など)

②関係機関との連絡調整

③電話・窓口対応

報酬/日給10,530～13,050円 募集人数/1名

任用期間/3月31日(木)まで(次年度更新の可能性あり)

提出書類/履歴書(写真貼付)、保健師免許証の写し 選考方法/書類選考、面接

歯周疾患検診(個別)の実施期間が終了します

☎健康保険医療課 ヘルスサポート担当 ☎424-9128

歯を失う2大原因の虫歯や歯周病対策は、毎日の歯みがきと検診が重要です。特に、妊娠中は口腔内の様子の変化し、歯や歯肉のトラブルが起こりやすい時期です。市では、和光・朝霞・新座・志木4市の契約歯科診療所で、歯周疾患検診を実施します。

☎令和3年4月1日時点の年齢が以下の市民の方

40歳(S55.4.2～S56.4.1生) 50歳(S45.4.2～S46.4.1生)

60歳(S35.4.2～S36.4.1生) 70歳(S25.4.2～S26.4.1生)

及び妊娠中の市民の方

自己負担額/500円 実施期間/2月28日(月)まで

受診方法/

①申込後、保健センターより受診券及び契約歯科診療所一覧表を郵送又は窓口渡し

②契約歯科診療所一覧表から受診したい診療所を選んで個別に予約します

③「受診券」「健康保険証」「自己負担金」「歯ブラシ」(妊娠中の方は母子健康手帳も)を持参して、予約した診療所で検診を受けます

- 妊娠中の方は、安定期に入った後(おおむね16～27週位を目安)で、体調のよい時期に受診することをおすすめします

☎2月25日(金)までに電話又は窓口で

新型コロナウイルス感染症関連情報

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します!

☎和光市 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 コールセンター ☎0120-456-511(受付時間/平日8:30～17:15)

①住民税非課税世帯や②令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯に対して、【1世帯あたり10万円】の臨時特別給付金を支給します。市に住民登録のある世帯すべてに関係書類を送付します。

①又は②のいずれかに該当する場合には、それぞれの案内に沿って申請してください。

以下の世帯の世帯主が対象です

①令和3年12月10日時点で市に住民登録がある世帯のうち、世帯全員の令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯(住民税非課税世帯)

②①以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当(※)となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します

【申請方法】●原則、郵送による申請になります

- ①1月末に、対象世帯に対して、必要書類を送付します。同封した案内に沿って、記載している事項を確認の上、申請期限までに返送してください。ただし、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(児童1人につき10万円)又は令和2年度の特別定額給付金を受給していない世帯及び令和3年1月2日以降に転入した世帯は別途通知します
- ②2月中に、①を除いた全世帯に対して、必要書類を送付し、本給付金の周知を行います。令和3年1月1日～令和4年9月30日の間に、家計急変世帯に該当する場合にお使いいただくものです。世帯主は、同封した案内に沿って、必要書類を返送してください

【支給方法】原則、世帯主名義の口座へ振込

【支給時期】必要書類受領後、1か月以内
(申請に不備があると給付が遅れることがあります)

【申請期限】令和4年9月30日(金)(消印有効)

【その他】DV避難等により、住民票を移すことが出来ない方は、所定の手続きによって、給付金を受け取ることが出来る場合があります。詳しくは上記コールセンターまで問い合わせください

(参考:非課税相当収入限度額 早見表)

世帯の人数(※)	非課税相当収入限度額
1人	100.0万円
2人	156.0万円
3人	205.7万円
4人	255.7万円
5人	305.7万円
6人	355.7万円

※世帯人数は以下の合計人数です
申請者本人・同一生計配偶者(収入103万円以下の者)・扶養親族(16歳未満の者も含む)

低所得の方へ 子育て世帯生活支援 特別給付金を支給しています

☎ネウボラ課 手当医療担当 ☎424-9140

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。2月28日(月)が申請期限です。

- 詳しくは市HPをご確認ください▶



「布ごみ」の排出について

☎環境課 資源リサイクル担当 ☎424-9153

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的に布ごみの排出を控えていただくようお願いしていましたが、現在は状況も緩和されてきているため、衣料品等は通常通り「布ごみ」として透明袋に入れて出してください。

なお、布ごみのうち衣料品は、海外にリユース品として輸出し、衣料品以外は、工業用のウエス(ぞうきん)として資源化しています。そのため、布ごみは濡れてしまうと資源にならないことから、雨の日には回収を行いません。雨天時や雨が降りそうな日は、翌週以降の排出をお願いします。



注意 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!
自宅や職場などに市や国の職員などを騙る不審な電話や郵便があった場合は、市又は朝霞警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。